

佐賀県告示第 244 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 25 年 7 月 19 日

佐賀県知事 古 川 康

名称	所在地	指定年月日
福神調剤薬局佐賀駅前店	佐賀市駅前中央一丁目 10 番 37 号佐賀駅前センタービル 6 階	平成 25 年 5 月 1 日
東与賀大塚医院	佐賀市東与賀町大字下古賀 1349 番地	平成 25 年 2 月 1 日
聖マリア病院鳥栖訪問看護ステーション	鳥栖市神辺町字合町 1588 番地 6	平成 25 年 4 月 1 日
らいふ薬局佐賀県医療センター好生館前店	佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地	平成 25 年 5 月 1 日